

財務省告示第五百四十三号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十五年七月十六日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。  
 平成十五年八月七日

財務大臣臨時代理

国務大臣 亀井 善之

（別表）

合 計	利付国庫債券 （十年）			記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	”	”	”			
	第二百十回	第二百四回	第二百三回		一億円	百六円四十五銭三厘
					二十億円	百五円四十八銭六厘
					五百一億円	百七円四十三銭四厘